

事故品取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第二市場（以下「市場」という。）における公正取引及び市場運営の適正化を図るため、市場取引において発生する事故品（京都市中央卸売市場業務条例施行規則第58条各号に掲げる場合に該当する物品をいう。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(事故品の区分)

第2条 事故品は、次の区分により分類する。

- (1) 品質不良
- (2) 量目の不足

(確認の申出)

第3条 売買参加者が事故品を発見したときは、卸売業者の担当者に確認の申出をすることができる。

2 前項の申出を受理した卸売業者の担当者は、本市職員（以下「職員」という。）に確認の申出をしなければならない。

(確認の申出の期間)

第4条 事故品確認の申出は、市場における取引の円滑化を図るため、市長が特別の事情があると認めた場合を除き、次に掲げる期間内に行わなければならない。

- (1) 牛及び馬については、卸売の日から14日以内（最終日が卸売業者の休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）
- (2) 豚、子牛及びめん羊・山羊については、10日以内（最終日が卸売業者の休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）

(確認)

第5条 確認は、職員が行い、卸売業者及び売買参加者はこれに立ち会うものとする。

(卸売代金の変更)

第6条 事故品に係る卸売代金の変更額は、売買当事者間の話し合いによるものとし、市長が適当と認めて承認した額とする。

2 前項の変更額について売買当事者間で話し合いがつかないときは、事故処理委員会の意見を聴いて、市長がこれを決定するものとする。

3 事故処理委員会は、市場、京都市衛生環境研究所（食肉検査部門）及び卸売業者で構成する。

(返品 of 禁止)

第7条 事故品に係る処理は、卸売代金の変更に限るものとし、特別の事情がある場合を除き、返

品は認めないものとする。

(申請手続き)

第8条 条例第62条ただし書による承認の申請は、第1号様式により行わなければならない。

(事故品の通知)

第9条 卸売業者は、卸売した物品に事故品があったときは、当該出荷者に対し、確認に係る証明書を送付し、又はその旨を電話その他の方法により通知しなければならない。

(その他)

第10条 事故品の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成8年2月13日から実施する。

附 則

この要綱は平成12年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

卸売代金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者所在地	申請者名 (記名押印又は署名)

京都市中央卸売市場業務条例第62条及び同施行規則第58条の規定により、卸売代金の変更を申請します。			
販売年月日		上場番号	
出荷者名 (出荷者番号)			
買受人名 (買参番号)			
事故の内容	品質不良 ・ 量目の不足		
事故内容の確認日			
備 考			
	変更前	変更後	差 引
重 量 (kg)			
販売単価 (円/税別)			
販売金額 (円/税別)			

上記の申請を承認します。

年 月 日

京都市長